

令和8年度 史跡興国寺城跡第1期整備（伝天守台周辺）基本設計等業務委託 公募仕様書

1 業務の目的

本業務は、興国寺城跡について、国指定史跡として歴史的価値を最大限に活かし、興国寺城跡の魅力向上を図るため、史跡興国寺城跡整備基本計画に基づいて第1期整備工事範囲のうち、伝天守台周辺について設計するものとする。

2 設計条件

| | |
|--------|--|
| 設計対象面積 | : 測量対象面積 : 約 20,000 m ² 伝天守台石垣解体調査 : 約 10 m ² 伝天守台周辺整備基本設計 : 約 10,000 m ² (別添図参照) |
| 区域区分 | : 市街化調整区域 |
| その他 | : 国指定史跡のため、全ての工事について文化財保護法に基づく現状変更申請が必要となる。そのため、現状変更許可を得られない内容は設計不可。 |
| 全体費 | : <u>19,041,000 円以内</u> (消費税及び地方消費税含む) |

3 履行期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

本業務は、興国寺城跡における伝天守台周辺の復元整備の基本設計を行うものであり、関係法令等を順守するとともに、本市の関連計画及び施策等との整合性を図り、次の内容について業務を行うものとする。

(1) 整備に向けた調査

①計画対象地とその周辺地域の現状把握

- ・伝天守台周辺の地形測量（3次元測量） 測量対象面積 : 約 20,000 m²

②遺構の表現に必要な伝天守台石垣の一部解体調査

調査対象面積 : 約 10 m² (幅 2 m × 高さ 5 m)

整備基本計画にて危険箇所と判定された範囲

- ・解体調査には業務代理人と解体の直接従事者として文化財石垣の保存調査に関わったことのある石工が参加すること（再委託可）。なお、参加する石工は文化財石垣保存技術協議会の技能会員であることが望ましい。調査は6日間を想定する。
- ・解体する築石は15石で、1石あたり500 kg～1 t程度であるが、解体現場には重機等は進入できないため、遺構の保存に配慮したうえで、チェーンブロック等を用いて解体する。解体した築石は調査終了まで現場付近に仮置きすること。また神社へ落石することを避けるため、安全対策を施すこと。
- ・石垣の破損や変形の状態、裏込石の緩みや孕み、土砂の流入状況などの石垣内部における変異の性質や範囲を把握し、個々の破損や変形が相互にどのように関連するかを

ついて、保存に向けた適正な記録を作成すること。

- ・解体調査とともに裏込石の範囲等を確認することを目的として、石垣背面の断ち割り調査を実施すること。背面調査は石垣背面の土塁に対し、幅1m程度のトレンチを設定して実施する。
- ・背面調査完了後、解体した築石は裏に委託者が指定する番号を墨書きにて付し、本丸へ移動させること。この際、神社西側の別添図に示した地点にクレーンの設置を可とする。
- ・クレーンを使用する際は仮設敷き鉄板を設置して、本丸内の芝生等を保護する。
- ・本丸に移動させた石は、番号順に整然と並べたうえで、ロープ柵等で囲む等安全対策を講じること。
- ・背面調査にて検出した現位置を保てない裏込石も築石と同様に、神社の脇にて保管する。裏込石の個々への石に墨書き不要だが、墨書きした築石のどの石の裏から出土したものであるのか、袋に入れるなどしてまとめておくこと。
- ・文化庁が監修する『石垣修理の手引き』に基づき調査を実施すること。
- ・事業体制における位置づけ・役割は別表を参照のこと。なお、文化財監督員は調査中、原則常駐する。

(2) 整備基本設計

設計対象面積 : 約 10,000 m² (伝天守台周辺)

① 与条件の細部検討

- ・与条件や基本計画の把握と整理
- ・各種設計条件の整理と確認
- ・各種設計基準の抽出と適用の確認
- ・現地詳細調査

② 諸施設の検討および設定

- ・整備基本計画内容の整合性確認
- ・敷地全体の地形造成計画の検討と設定
- ・遺構の劣化、き損箇所の現状把握
- ・石垣解体調査等で得られた知見を踏まえた石垣保存手法の検討
- ・遺構の修復の検討
- ・遺構の展示及び表現のための諸施設の検討
- ・樹木整理、植栽の検討と設定
- ・供給処理設備の検討と設定
- ・園路、サイン、便益施設、管理施設等の検討
- ・維持管理基本方針の検討と設定
- ・整備水準・目標工事費の検討と設定
- ・事業計画の策定 (施工中の史跡公開計画を含む)
- ・工事の実施において予測される課題の整理

③ 基本設計図の作成

- ・実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- ・造成計画平面図の作成
- ・遺構修復、展示計画図

- ・植栽計画平面図の作成
- ・供給処理設備計画平面図の作成（1/200～1/500）
- ・便益施設・案内施設・解説施設計画図
- ・主要断面図の作成（1/100～1/200）
- ④概算工事費の算出
- ⑤基本設計説明書の作成
- ⑥照査
 - ・基本情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
 - ・設計方法や設計手法の妥当性の照査
 - ・成果品の内容の適正照査
- ⑦打合せ
 - ・業務の主要な区切りにおいて、監督員と行う打合せ
- ⑧鳥瞰図又は透視図の作成（鳥瞰図：A3 サイズ 1 枚、又は透視図：A4 サイズ 2 枚）

（3）関係機関との協議資料作成

（1）、（2）において、監督員の指示に従い、業務遂行にあたり必要となる関係機関との協議資料の作成を行う。

（4）興国寺城跡整備調査委員会及び文化庁等の意見聴取支援

委託者が実施する専門家からの意見聴取について、聴取時に同席するとともに、監督員の指示に基づき、資料作成の支援を行う。委員会は契約期間中に 2 回実施予定で、第 1 回は石垣解体調査時とし、第 2 回は設計素案が完成する時期に開催する。資料印刷および議事録作成は事務局が行う。

5 資料

本委託を進めるにあたっては、下記の計画や参考図書との整合をとること。

【主な資料】

- ・史跡興国寺城跡保存活用計画（沼津市 HP にて DL 可）
- ・史跡興国寺城跡整備基本計画（沼津市 HP にて DL 可）
- ・史跡等整備のてびき（文化庁文化財部記念物課監修）一般書籍
- ・石垣整備のてびき（文化庁文化財部記念物課監修）一般書籍

【関連資料】

- ・沼津市文化財保存活用地域計画（沼津市 HP にて DL 可）
- ・史跡興国寺城跡調査報告書（全国文化財総覧 HP にて DL 可）
- ・史跡興国寺城跡調査報告書 2（全国文化財総覧 HP にて DL 可）
- ・その他沼津市関連計画及び報告書

6 成果品

成果品は次のとおりとする。

- （1）業務報告書 2 部
- （2）上記作成のために収集した資料の電子データ

※電子データは Microsoft 製 Word 又は Excel、Adobe Illustrator CS5.0 で編集可能

な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。また、電子データは、DVD-ROM等に記録し、提出する。

7 実施体制

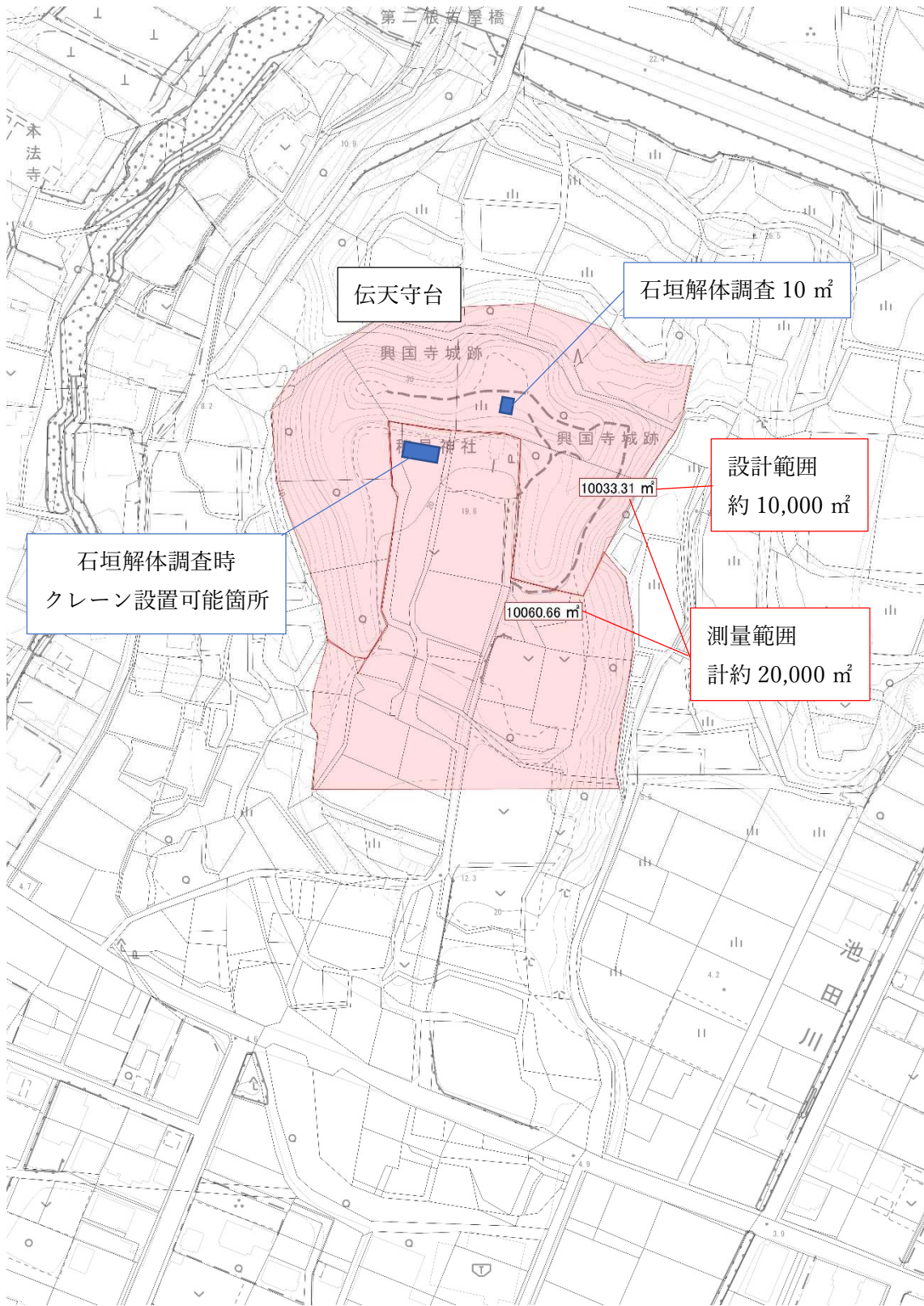
- (1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料等を予算の範囲内で調達すること。
- (2) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。
- (3) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な協議を行うとともに、業務の遂行に関して疑義が生じた場合には、その都度委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時（3回以上）、完了時に行うものとし、その他委託者の指示に従い、必要に応じて実施すること。

8 留意点

- (1) 業務の再委託について
業務の再委託について、専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。また、再委託を行う場合は、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を委託者に報告し、承認を受けなければならない。
- (2) 委託業務実績報告書等の提出について
受託者は、委託業務終了後、委託業務実績報告書、本仕様書に定める成果品及び委託業務完了届出書を速やかに委託者へ提出しなければならない。
- (3) 業務委託料の返還について
委託者は、受託者が事業の実施にあたり、本仕様書の事項に反していることが分かった場合、支払われた業務委託料の一部または全部を返還させることができる。
- (4) 業務遂行上のトラブルについて
業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、委託者、受託者双方の連携の上、速やかに解決を図る。

9 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。



整備基本設計等業務範囲

石垣整備の事業体制

| 関係者の名称 | 該当者 | 位置付け・役割（※「石垣整備のてびき(文化庁文化財部記念物課監修)」より転載） |
|---------|--------------|--|
| 監督員 | 沼津市緑地公園課技師 | 解体修理等の作業の請負契約の適正な履行を確保するために行う監督実施のため、請負契約締結後、発注部局の収支等命令者により任命される職員。 一般的には石垣の解体修理の事業主体の職員を任命する場合が多く、発注者を代表して受注者に対する指示又は承諾・協議等を行う。 |
| 文化財監督員 | 沼津市文化政策課学芸員 | 石垣の解体調査、解体修理にあたっての積み上げ・復旧の検討など、文化財としての石垣修理の観点から、作業行程を掌握する監督員の業務を補完するものとして配置される文化財専門職員。 |
| 設計者 | 受託者 | 発注者に代わり、基本設計・実施設計の業務に従事し、設計図書（設計図・積算書・特記仕様書等）を作成する。 通常の土木設計に関わる知識のみならず、文化財としての石垣の解体修理に必要な知識、土木工学的な知識等と持つ者でなければならない。 |
| 施工監理者 | 受託者 | 作業が設計図書の内容に適合しているかどうかの照合・確認の業務に従事する。監理業務受託者は発注者の監督員が行うべき監理業務を補佐し、連携して作業の品質確保にあたる役割を担う。 また、変更請負契約に協力する業務を行い、変更の必要性を技術的に検討し、変更すべき内容を取りまとめたうえで、変更設計図書案を作成し、監督員に提出する。 |
| 施工者 | 受託者 | 石垣の解体修理の請負契約について、発注者と締結した者。 |
| 現場代理人 | 受託者 | 施工者（請負業者）の代理人として、請負契約の確実な履行のため、解体修理の現地に常駐し、その運営及び取締りを行う。 施工図・施工計画書を作成のうえ、現地において具体的な指示を行い、作業の進捗を管理する。 |
| 技能者（石工） | 受託者 | 単なる作業員職種との区分としての「石工」ではなく、文化財石垣の保存技術を持つ石工を技能者（石工）と定める。 城跡等の石垣の伝統的技術・在来工法を理解した上で石垣の解体、積み直し・復旧にあたり直接関与し、旧石材の再利用の可否、新石材の適否等の判断にあたり、技能者（石工）の観点から積極的に助言を行う。 |
| 専門委員会 | 興国寺城跡整備調査委員会 | 石垣の復旧（修理）に指導・助言を行う委員会。発注部局が設置する。 石垣の調査・研究に関わる石垣技術・考古学・歴史学の観点のみならず、石垣の安定化の方法、保存の方法等を検討するため、土工学・建築史学・地質学など、多角的な研究分野の専門家から成る委員会を設置することが望ましい。 |